

高知県公報	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	
◎高知県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	3
告 示	
○公平委員会の事務の委託の廃止（2件） （市町村振興課）	4
◎告示（公平委員会の事務の受託）の一部改正（2件）（ " ）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	4
○基本測量の終了の通知（3件）（用地対策課）	5
○国土調査の成果の認証（ " ）	5
○道路の区域変更（3件）（道 路 課）	5
○道路の供用開始（ " ）	5
◎高知県流域下水道事業の出納取扱金融機関の指定（公園下水道課）	6
○建築基準法による道の指定（建築指導課）	6
◎告示（港湾施設の概要）の一部改正（港湾・海岸課）	6
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	7
高知県教育委員会告示	
◎高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定（教育委員会事務局生涯学習課）	8
◎高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定（ " ）	8

-----  
規 則  
-----

高知県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第17号**

**高知県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則**

高知県税条例等の一部を改正する条例（令和元年高知県条例第4号）附則第1項第8号の規定に基づき、同号に掲げる規定の施行の日は、令和2年4月1日とする。

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第18号

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和51年高知県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「、照明付き」を「及び照明付き」に、「側面1面」を「側面2面及び照明付き」に、

「

グランドピアノ	共	1台	4,090円	ヤマハCSII
グランドピアノ	練	1台	2,370円	ヤマハC3XA
アップライトピアノ	リ	1台	1,350円	ヤマハ
バレエ用フロアシート	大	1式	4,320円	東リTMフロア

」

を

「

グランドピアノ	練	1台	2,370円	ヤマハCSII
グランドピアノ	リ	1台	1,350円	ヤマハC3XA
バレエ用フロアシート	大	1式	4,320円	東リTMフロア
バレエ用フロアシート	小	1式	1,870円	東リTMフロア

」

に改め、

「

紅白幕	大	1張	1,050円	18m×7.2m
紅白幕	小	1張	840円	12m×7.2m

」

を削り、同表音響設備の項中

「

マイク2本付き、主スピーカー48チャンネル、サイドスピーカー
マイク2本付き、主スピーカー48チャンネル

」

マイク2本付き、主スピーカー48チャンネル、サイドスピーカー

マイク2本付き、主スピーカー48チャンネル

を

「

マイク2本付き、プロセスピーカー、サイドスピーカー及び音響卓

マイク2本付き、プロセスピーカー及び音響卓

マイク2本付き、プロセスピーカー、サイドスピーカー及び音響卓

マイク2本付き、プロセスピーカー及び音響卓

に、「1,890円」を「1,940円」に、「電池別」を「電池込み」に改め、

「

DATレコーダー	大	1台	420円	
DATレコーダー	小	1台	420円	

」

及び

「

マルチプロセッサー	共	1台	530円	20bitリニアAD/D Aコンバーター
デジタルリバーブ	共	1台	490円	
デジタルディレイ	共	1台	490円	

」

を削り、「デジタル52in16out」を「QL5、PM10-S」に、「デジタル16in6out」を「QL1、O1V96」に、「1,070円」を「530円」に、「アナログ18in11out」を「MG P12X」に、

「

サブミキサー (D)	共	1台	530円	アナログ8in4out
------------	---	----	------	-------------

」

ステージスピーカー（A）	共	1台	2,730円	
ステージスピーカー（B）	共	1台	1,350円	
ステージスピーカー（C）	共	1台	670円	
ステージスピーカー（D）	共	1台	510円	

を

ステージスピーカー（A）	共	1台	2,730円	K I V A II / S B 15
ステージスピーカー（B）	共	1台	1,350円	A R C S、W I D E / S B 18
ステージスピーカー（C）	共	1台	670円	S X 300、S 200、Z X 3
ステージスピーカー（D）	共	1台	510円	X 12

に改め、同表照明設備の項中

スポットライト	共	1台	670円	I T O 650W
---------	---	----	------	------------

を

スポットライト	共	1台	670円	I T O 650W
スポットライト	共	1台	670円	S F 500W

に改め、同表映写設備の項中

16ミリ映写機	大	1台	2,400円	2 KWクセノン
スライド映写機	共	1台	1,350円	750Wクセノン

を削る。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

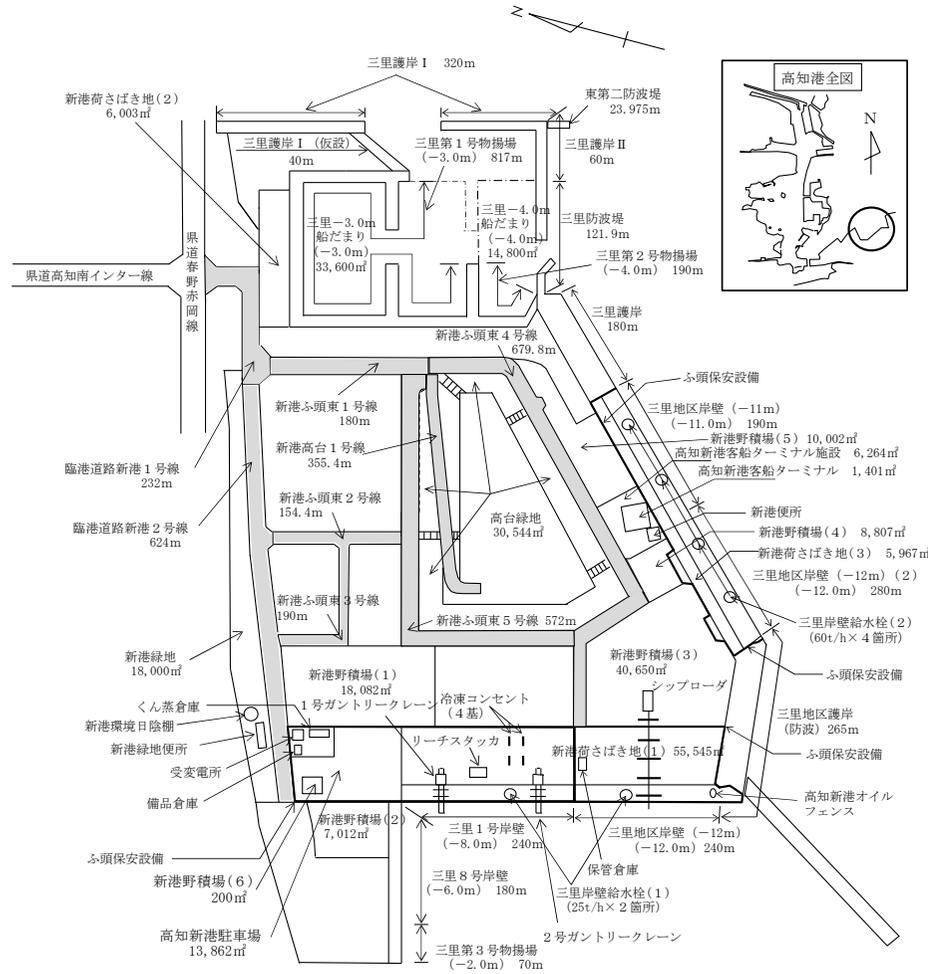
高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第19号****高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の別図17を次のように改める。

別図17 高知港三里岸壁等の区域図



※三里地区岸壁 (-12m) (2)は、国との港湾施設管理委託契約における三里地区岸壁 (-12m) ②を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用される同法第252条の14第2項の規定により昭和50年11月1日に芸東衛生組合から受けた公平委員会の事務の委託を令和2年3月31日をもって廃止するので、同法第292条の規定により準用される同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第195号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用される同法第252条の14第2項の規定により昭和54年8月1日に高幡西部特別養護老人ホーム組合から受けた公平委員会の事務の委託を令和2年3月31日をもって廃止するので、同法第292条の規定により準用される同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第196号

昭和50年11月高知県告示第635号（公平委員会の事務の受託）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

別記1中「芸東衛生組合」を削る。

別記2中芸東衛生組合と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を削る。

高知県告示第197号

昭和54年8月高知県告示第426号（公平委員会の事務の受託）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

別記1中「高幡西部特別養護老人ホーム組合」を削る。

別記2中高幡西部特別養護老人ホーム組合と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を削る。

高知県告示第198号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司  
医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日  
エール薬局ロー 土佐清水市清水ヶ丘7番5号 令2・4・1  
ン清水ヶ丘店

**高知県告示第199号**

国土交通省国土地理院長から令和元年7月高知県告示第246号  
(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が令和2年2月21  
日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第  
188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第200号**

国土交通省国土地理院長から令和元年8月高知県告示第269号  
(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が令和2年2月28  
日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第  
188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第201号**

国土交通省国土地理院長から令和元年8月高知県告示第280号  
(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が令和2年2月28  
日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第  
188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第202号**

土佐市甲原、宇佐町宇佐及び宇佐町福島の各一部並びに宇佐町  
渭浜地区、安芸郡安田町与床及び瀬切の各一部地区、吾川郡いの  
町小川縦ノ木山の一部地区並びに高岡郡中土佐町久礼の一部地区  
における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180  
号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したの  
で、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

## 1 調査を行った者の名称

- (1) 土佐市
- (2) 安田町
- (3) いの町
- (4) 中土佐町

## 2 調査を行った地域及び時期

- (1) 土佐市甲原、宇佐町宇佐及び宇佐町福島の各一部並びに  
宇佐町渭浜  
平成25年度、平成26年度、平成29年度及び平成30年度
- (2) 安芸郡安田町与床及び瀬切の各一部

平成26年度及び平成27年度  
(3) 吾川郡いの町小川縦ノ木山の一部  
平成28年度及び平成29年度  
(4) 高岡郡中土佐町久礼の一部  
平成24年度及び平成25年度

## 3 成果の名称

- (1) 土佐市地籍図及び地籍簿
- (2) 安田町地籍図及び地籍簿
- (3) いの町地籍図及び地籍簿
- (4) 中土佐町地籍図及び地籍簿

## 4 認証年月日

令和2年3月27日

**高知県告示第203号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、  
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年3月27日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

| 区 間                                                       | 変更前<br>後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-----------------------------------------------------------|------------|-----------------|---------------|
| 四万十市西土佐中半<br>字江崎148番1地先<br>から<br>四万十市久保川字芭<br>蕉谷1212番1まで  | 前          | 3.9<br>}        | 4148          |
|                                                           | 後          | A               | 3.9<br>}      |
| B                                                         |            | 11.7<br>}       | 2291          |
| 四万十市西土佐中半<br>字江崎143番2から<br>四万十市西土佐口屋<br>内字中熊神山832番<br>1まで | 後          | 3.9<br>}        | 3863          |
|                                                           |            | 34.7            |               |
| 四万十市西土佐中半<br>字江崎148番1地先<br>から<br>四万十市久保川字芭<br>蕉谷1212番1まで  | 後          | 11.7<br>}       | 2291          |
|                                                           |            | 75.0            |               |

**高知県告示第204号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、  
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年3月27日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

| 区 間                                              | 変更前<br>後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--------------------------------------------------|------------|-----------------|---------------|
| 幡多郡大月町春遠字<br>シンバ1883番から<br>幡多郡大月町春遠字<br>白脇31番2まで | 前          | 8.7<br>}        | 82            |
|                                                  | 後          | 8.7<br>}        | 82            |
|                                                  |            | 25.8            |               |

**高知県告示第205号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、  
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年3月27日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

| 区 間                  | 変更前<br>後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|----------------------|------------|-----------------|---------------|
| 幡多郡大月町橋浦字<br>清水164番1 | 前          | 5.5<br>}        | 47            |
|                      | 後          | 5.7<br>}        | 47            |
|                      |            | 11.9            |               |

**高知県告示第206号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山路中村
- 3 道路の区域

| 供用開始区間                                  | 延長<br>(メートル) | 供用開始年月日   |
|-----------------------------------------|--------------|-----------|
| 四万十市角崎字小路口758番1から<br>四万十市角崎字後田666番1まで   | 211          | 令和2年3月27日 |
| 四万十市角崎字後田659番1から<br>四万十市右山字大谷2043番5地先まで | 252          | 令和2年3月27日 |

#### 高知県告示第207号

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定に基づき高知県流域下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、同条第2項に規定する出納取扱金融機関を次のとおり指定した。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 出納取扱金融機関の名称  
株式会社四国銀行
- 2 出納取扱金融機関の所在地  
高知市南はりまや町一丁目1番1号

#### 高知県告示第208号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

香南市夜須町出口字西ノカイチ608番3から字井口621番2地先に至る延長194メートルの道

#### 高知県告示第209号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

表の高知港の外郭施設の項中

「

|             |       |        |      |
|-------------|-------|--------|------|
| 高知市仁井田字新港地先 | 三里防波堤 | 延長144m | 別図17 |
|-------------|-------|--------|------|

」

を

「

|             |        |           |      |
|-------------|--------|-----------|------|
| 高知市仁井田字新港地先 | 三里防波堤  | 延長121.9m  | 別図17 |
| 〃           | 東第二防波堤 | 延長23.975m | 〃    |

」

に改め、同表の高知港の臨港交通施設の項中「延長399m」を「延長572m」に改め、同表の高知港の荷さばき施設の項中

「

|           |           |                      |      |
|-----------|-----------|----------------------|------|
| 高知市仁井田字新港 | ガントリークレーン | 1基<br>つり上げ荷重42.5トンぶり | 別図17 |
|-----------|-----------|----------------------|------|

」

を

「

|           |             |                      |      |
|-----------|-------------|----------------------|------|
| 高知市仁井田字新港 | 1号ガントリークレーン | 1基<br>つり上げ荷重42.5トンぶり | 別図17 |
| 〃         | 2号ガントリークレーン | 1基<br>つり上げ荷重50.6トンぶり | 〃    |

」

に改め、同表の高知港の旅客施設の項中

「

|   |         |          |   |
|---|---------|----------|---|
| 〃 | 客船ターミナル | 面積1,401㎡ | 〃 |
|---|---------|----------|---|

」

を

「

|   |             |          |   |
|---|-------------|----------|---|
| 〃 | 高知新港客船ターミナル | 面積1,401㎡ | 〃 |
|---|-------------|----------|---|

」

に改め、同表の高知港の港湾環境整備施設の項中「面積25,487㎡」を「面積30,544㎡」に改める。

-----  
**公営企業局管理規程**  
 -----

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

高知県公営企業局長 北村 強

**高知県公営企業局管理規程第4号**

**高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時又は非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。」を削る。

第3条の2第1項の表中「病棟に勤務する看護師及び准看護師」を「病棟に勤務する看護師、准看護師及び看護助手」に改める。

第20条の次に次の5条を加える。

（第1号会計年度任用職員の給料）

**第20条の2** 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の給料は、月額、日額又は1時間当たりの額により、当該第1号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員（第1号会計年度任用職員及び同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）以外の職員をいう。次条第1項において同じ。）の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内で公営企業局長が別に定める。

（1）月額により定める給料 別表第4の左欄に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員の職務に類似する職（以下「行政職相当職等」という。）にあつては同表の左欄に掲げる給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる級号給の額（職員の給与に関する条例において定められた額とする。以下同じ。）に、同表の左欄に掲げる給料表以外の給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職（以下「その他の職」という。）にあつては行政職相当職等との権衡を考慮して公営企業局長が別に定める額に、当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額

（2）日額により定める給料 行政職相当職等にあつては別表第4の左欄に掲げる給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる級号給の額を、その他の職にあつては行政職相当職等との権衡を考慮して公営企業局長が別に定める額を、21

日で除して得た数に、当該第1号会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額(3) 1時間当たりの額により定める給料 行政職相当職等にあつては別表第4の左欄に掲げる給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる級号給の額を、その他の職にあつては行政職相当職等との権衡を考慮して公営企業局長が別に定める額を、21日で除して得た数を7時間45分で除して得た額

2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第1号会計年度任用職員の給料は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で公営企業局長が別に定める。  
(第2号会計年度任用職員の給料)

**第20条の3** 第2号会計年度任用職員の給料は、当該第2号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、行政職相当職等にあつては別表第4の左欄に掲げる給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる級号給の額を、その他の職にあつては行政職相当職等との権衡を考慮して公営企業局長が別に定める額を超えない範囲内で公営企業局長が別に定める。

2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第2号会計年度任用職員の給料は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で公営企業局長が別に定める。  
(休職にされた会計年度任用職員の給与)

**第20条の4** 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が地方公務員法第28条第2項各号又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年高知県条例第41号)第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされたときは、条例第19条の4の規定により、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。  
(会計年度任用職員についての適用除外)

**第20条の5** 第3条、第4条、第4条の2、第20条及び第21条から第23条までの規定は、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員には、適用しない。  
(委任)

**第20条の6** 第20条の2から前条までに定めるもののほか、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項は、公営企業局長が別に定める。  
第21条第4項中「(昭和26年高知県条例第41号)」を削る。  
別表に次の1表を加える。

**別表第4** (第20条の2、第20条の3関係)

| 給料表       | 職務の級及び号給        |
|-----------|-----------------|
| 行政職給料表    | 行政職給料表2級41号給    |
| 医療職給料表(2) | 医療職給料表(2)2級57号給 |
| 医療職給料表(3) | 医療職給料表(3)2級57号給 |

備考 この表において、「行政職給料表」とは職員の給与に関する条例別表第1行政職給料表を、「医療職給料表(2)」とは同条例別表第4医療職給料表の2の医療職給料表(2)を、「医療職給料表(3)」とは同表の3の医療職給料表(3)をいう。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

-----  
**教 育 委 員 会 告 示**  
-----

**高知県教育委員会告示第4号**

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第9号)第13条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第17条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月27日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 施設の名称  
高知県立香北青少年の家
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
香美市香北町美良布1211番地  
株式会社香北ふるさとみらい
- 3 指定期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**高知県教育委員会告示第5号**

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第10号)第14条第1項及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第11号)第14条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例第18条第1号及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第18条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月27日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 施設の名称  
(1) 高知県立高知青少年の家  
(2) 高知県立青少年体育館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
吾川郡いの町天王北一丁目14番地  
特定非営利活動法人高知県青年会館
- 3 指定期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで